

ト	保育園保育料が変わります	幼稚園保育料と保育園保育料の均衡に配慮した保育料に	1
ピ	米原市蜚保護条例(案)	みなさんのご意見をお聞かせください	2
ツ	米原市の行政組織	4月1日から市役所の組織・機構が一部変わります	4
ク	市役所の人事	4月1日から新たな職員配置で市政運営に取り組みます	6
ス	消費生活相談コーナー	軽い気持ちでキャッシング…いつの間にか多重債務に	8

## 平成19年度から保育園保育料が一部変わります！

保育園の保育料は、保育園に入園している児童の年齢と保護者の所得税額に応じて算定しています。

保育に係る費用は、国・県・市の負担金と保護者が負担する保育料によって賄っており、保護者が負担する保育料の額は、国がその基準を定めています。

市では、子育て支援策のひとつとして、国の基準よりも軽減した負担額を定めているところですが、国の改正を含め、就学前教育・保育の改善充実に向けた体制を整備するため、平成19年度から保育料を次のとおり改正します。

### 1 平成18年分の所得税の改正に伴い、国の定める保育料基準額の階層区分が変わります。

これに合わせて、市の保育料の階層区分も同様に変更します。所得税の改正により所得税額が増えても、所得が同じであれば保育料の負担額が同じになるような階層を設定しています。

### 2 3歳以上児の保育料は、国の基準から40%軽減となるように基準額を変更します。

- (1) 3歳児保育料は、一部階層で基準額を下げました。  
これにより、保育料最高額は、33,000円から30,500円に下がります。
- (2) 4歳以上児保育料は、一部の階層で基準額を上げました。  
これにより、保育料最高額は、20,600円から23,800円に上がります。

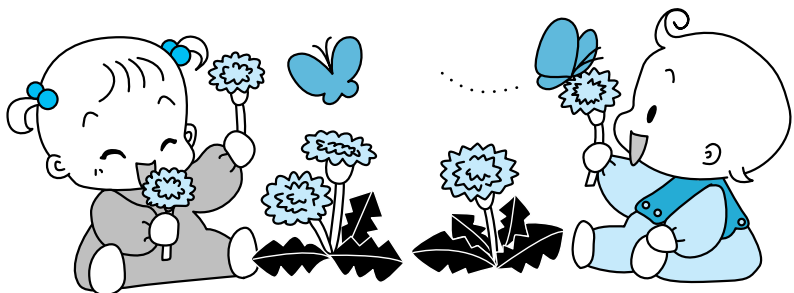
### 3 18歳未満の児童のうち、第3子以降に該当する児童の保育料を20%軽減します。

平成18年度に引き続き、少子化対策として保育料の軽減を図ります。

市では、就学前教育・保育の改善充実に向けて、保育内容の共通化や子育て支援の充実を図りながら“幼保一元化”を推進していく方針です。このたびの保育料変更では、多様化するライフスタイルに柔軟に対応し、保育や子育て支援を等しく保障する体制を整えるため、保育時間等のちがいを踏まえた上で、幼稚園保育料と保育園保育料のバランスを調整しました。

少子高齢化の中で、次世代を担う子どもたちが健やかに育つよう子育てを支援するとともに、保育サービスの利用者負担を公平に保てるようにしていきます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

\* 保育料についてくわしくは、下記までお問い合わせください。



皆さんのご意見をぜひ…！

# 米原市蛍保護条例



市では、豊かな自然環境を象徴する蛍の保護を通じ、市民等の環境保全意識を高め、活力ある緑豊かなまちづくりをめざすため、昨年12月、学識者、自治会の代表、公募市民による「米原市蛍保護条例をつくる会」を設置し、「米原市蛍保護条例」の策定に向けて検討を進めています。

この「米原市蛍保護条例」は、合併後も暫定的に引き継がれている「山東町蛍保護条例」を基本に、蛍の保護に関して、河川管理者や市民の責務を定め、また、保護に必要な具体的な行為の禁止等を規定することとしています。

つくる会では今後、皆さんから寄せられるご意見等を参考に議論を進め、「米原市蛍保護条例」を策定する予定です。この条例を市民みんなで作くり、実効性のあるものとするためにも、条例の案についてぜひご意見をお寄せください。

## 1 条例の適用を受ける保護区域・特別保護区域の指定について

区 域	条例案（米原市蛍保護条例）	暫定条例（山東町蛍保護条例）
保護区域	市内全域を指定	旧山東町全域を指定
特別保護区域	<p>保護区域のうち、ホタルが現に3年以上安定して発生している、もしくは発生すると考えられる区域を特別保護区域として指定</p> <p>(1)天野川（琴岡橋から梓川合流点および息長橋から国道8号バイパス下まで）</p> <p>(2)弥高川（油里川合流点から天野川合流点まで）</p> <p>(3)油里川（油里川橋から弥高川合流点まで）</p> <p>(4)西山幹線水路</p> <p>(5)蛍の川（滋賀県立三島池ビジターセンター東側）</p> <p>(6)出川（市道村居田板戸線1号橋から村居田農村下水道処理場まで）</p>	<p>旧山東町内で4河川を特別保護区域として指定</p> <p>(1)天野川（大字長岡字丸内の伊吹町界から梓川合流点まで）</p> <p>(2)弥高川（油里川合流点から天野川合流点まで）</p> <p>(3)油里川（油里川橋から弥高川合流点まで）</p> <p>(4)西山幹線水路</p>

## 2 条例に基づく規制等について

区 域	条例案（米原市蛭保護条例）	暫定条例（山東町蛭保護条例）
保護区域	<p>(1)ホタル（幼虫も含む。）およびホタルのエサを捕獲、採取、殺傷または損傷してはいけない。</p> <p>（ホタルのエサ：カワニナ、モノアラガイ、キセルガイ等）</p> <p>(2)ホタルの幼虫上陸期間および発生期間においては、ホタルにとって棲みやすい自然環境を保護し、ホタルの棲息に支障をきたす行為の防止につとめなければならない。</p>	ホタルの幼虫およびカワニナの捕獲の禁止。定められた期間における、河川区域の草焼きまたは除草剤の散布の禁止
特別保護区域	<p>保護区域の禁止行為のほか、定められた期間における、河川の草の刈取り、草焼きおよび除草剤の散布の禁止</p> <p>【定められた期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲンジボタルの幼虫上陸期間で毎年告示する期間および5月15日から6月30日までの間</li> </ul>	保護区域の禁止行為のほか、5月15日から6月30日までの間における堤防の草の刈取りの禁止

### 《お問い合わせと意見等の提出先》

- ・ご意見に提出者の住所、お名前、連絡先を添えて市役所各庁舎・市民自治センターへ直接持参いただくか、郵便、FAX、Eメールで下記までお送りください。用紙等の指定はありません。（様式自由）
- ・募集期間は、平成19年4月6日（金）から平成19年5月7日（月）まで

〒521-8501 米原市下多良三丁目3番地

米原市役所 政策推進部 総合政策課内

『米原市蛭保護条例をつくる会』事務局 あて

☎52-6626

☎52-5195

Eメール seisaku@city.maibara.shiga.jp

米原市 国民健康保険加入者・老人保健受給者のみなさまへ

## 健康づくりに温泉等を利用しましょう!!

### 優待サービスの受け方

「ゆ」カードを提示すると「温泉等優待割引パンフレット」に掲載の施設で、割引サービスや、スタンプの押印が受けられます。

※ 「ゆ」カードは国民健康保険の保険証といっしょに郵送しています。

※ 「ゆ」カードは、市役所各庁舎の窓口でお渡ししています。

### 「ゆ」カードのスタンプがいっぱいになったら…

#### 便利な健康グッズのプレゼント

最寄りの市役所窓口へお持ちください。お持ちいただいたカードの中から、滋賀県保険者協議会より半年に1回、抽選で200人の方に健康グッズがプレゼントされます。

問 市民部 医療保険課 国保担当（近江庁舎）

☎ 52-6922

滋賀県国民健康保険団体連合会（滋賀県保険者協議会） ☎ 077-522-2601



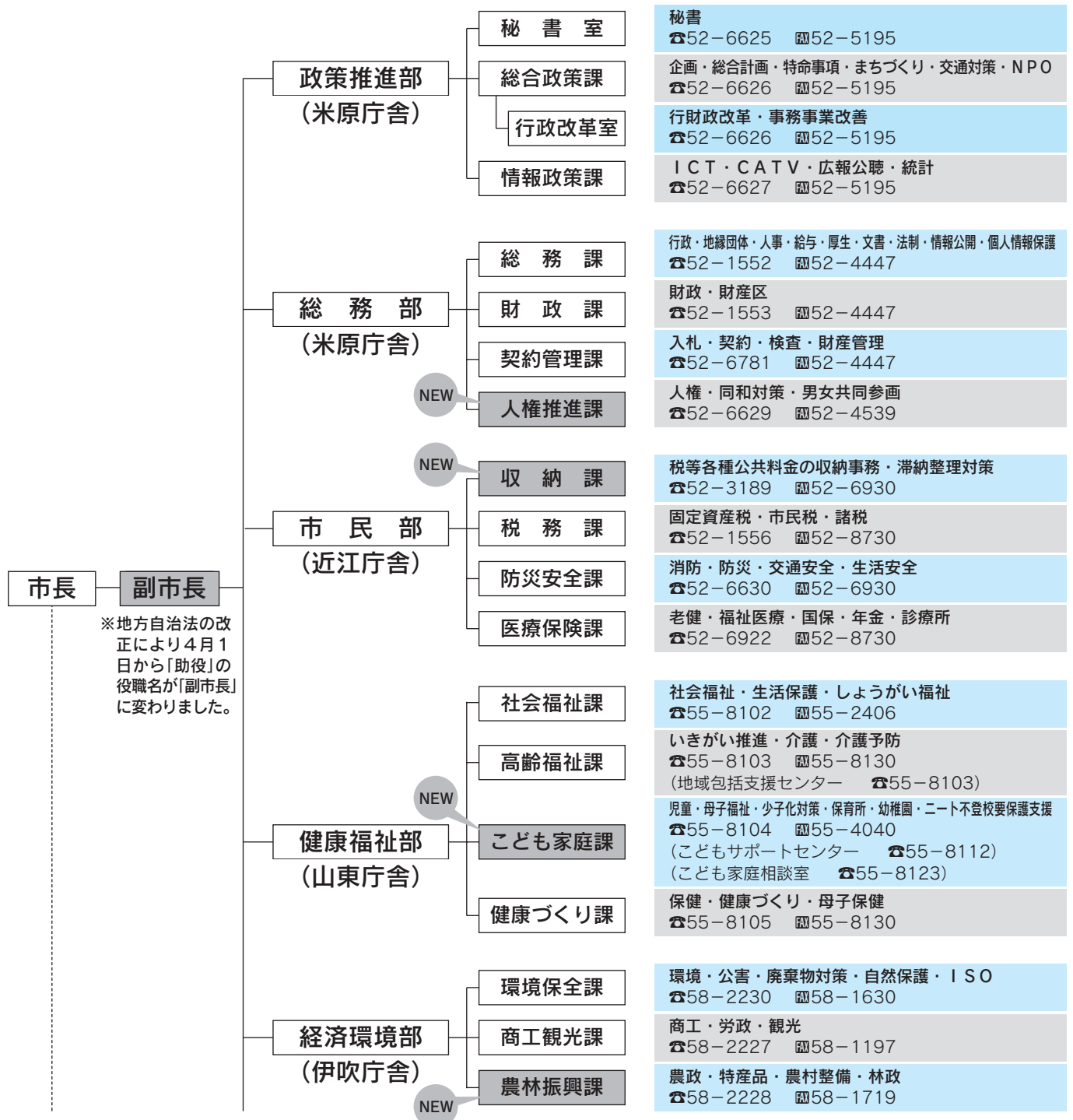
# 平成19年度 米原市の行政組織

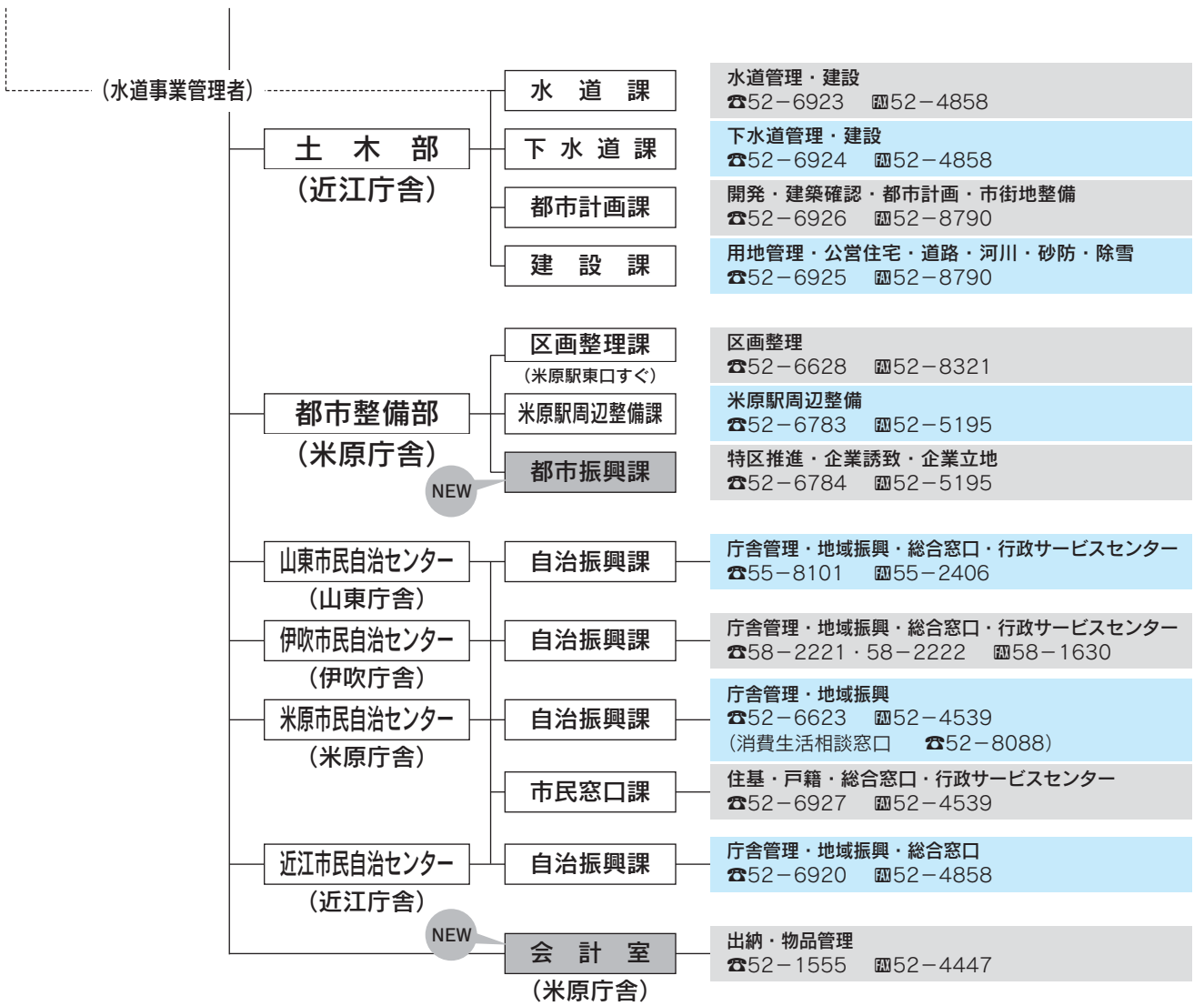
## ここが変わりました!

- ・“安心と元気なまちづくり”を推進するため、こども課を「こども家庭課」とし、子どもと家庭に向き合った部局横断的・総合的な支援体制と機能の充実強化を図ります。これに伴い次世代支援対策室を廃止します。
- ・都市振興室を「都市振興課」とし、地域自立に向けた政策投資事業として企業誘致を総合的に調整します。
- ・自主財源の確保と公正・公平な徴収業務を行うため、税や各種公共料金の収納体制を一元化した「収納課」を新たに設置し、滞納対策室を廃止します。
- ・農業・林業・水産業の一体的・効率的な経済振興を図るため、農村振興課と森林整備課を統合し、「農林振興課」として再編します。
- ・生涯学習課と文化スポーツ振興課を統合し、「まなび推進課」として再編。一体的・効率的な運営を図ります。
- ・人権協働課を「人権推進課」に、会計課を「会計室」に課（室）名変更します。

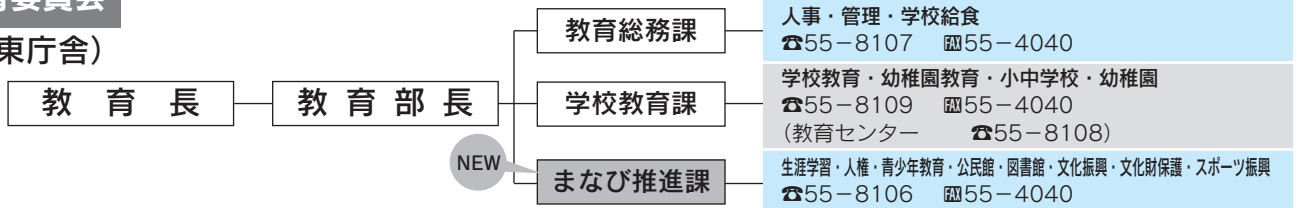
### 各庁舎代表

米原庁舎	☎52-1551	☎52-4447
山東庁舎	☎55-2040	☎55-2406
伊吹庁舎	☎58-1121	☎58-1630
近江庁舎	☎52-3111	☎52-4858

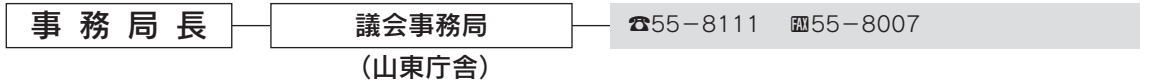




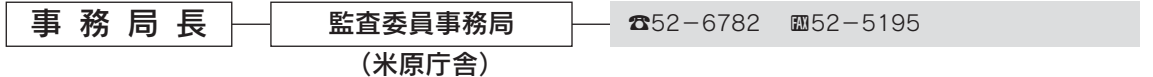
**教育委員会 (山東庁舎)**



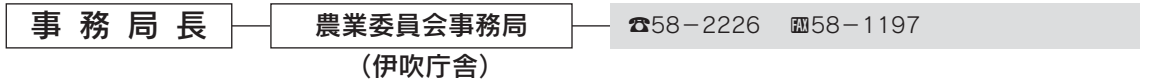
**議会**



**監査委員**



**農業委員会**



選挙管理委員会事務局 (米原庁舎総務課内) ☎52-1552 ㊟52-4447

公平委員会事務局 (米原庁舎監査委員事務局内) ☎52-6782 ㊟52-5195

固定資産評価審査委員会事務局 (米原庁舎総務課内) ☎52-1552 ㊟52-4447

# 市・役・所・の・人・事

新たな職員配置で市政運営に取り組みます。

※課長補佐級以上の職員と施設長のみ掲載しています。 ※氏名の( )は兼務

市長 平尾道雄  
副市長 西田弘

## 政策推進部

部長 千代博

### 秘書室

室長 北川元英

### 総合政策課

課長 津田敏之  
参事 田中祐行

### 行政改革室

室長 (津田敏之)

### 情報政策課

課長 細溝幸男  
参事 宮崎幹也

## 総務部

部長 三原禎一

### 総務課

課長 北村剛  
課長補佐 田中博之  
課長補佐 堤基久男  
調整官 藤屋千秋

### 財政課

課長 中谷利治  
参事 要石祐一

### 契約管理課

課長 岩山光一

参事・検査員 横田三喜男  
課長補佐 高畑徹

### 人権推進課

課長 北村圭弘  
参事 伊夫貴典隆

### 和ふれあいセンター

所長 本田正春

## 市民部

部長 小野初雄

### 収納課

課長 田邊与一郎  
課長補佐 谷口信子  
課長補佐 大澤信悟

### 税務課

課長 本田仁美  
課長補佐 土川善美  
課長補佐 奥村義治

### 防災安全課

課長 鈴木雄市  
課長補佐 西村廣正

### 医療保険課

課長 土川彰  
課長補佐 田附義之  
課長補佐 西脇祐芳

### 国保米原診療所

所長 森田章夫  
副所長 森一美

### 国保近江診療所

所長 嶋田歩

## 健康福祉部

部長 小松博夫

### 社会福祉課

課長 高木幹夫  
参事 堀部幸次  
課長補佐 磯谷豊

### 湖北地域しょうがい者自立支援審査室

副参事 上村浩

### ひまわり教室

園長 金澤富美子

### 高齢福祉課

課長 山形寛吏  
課長補佐 山田哲代  
課長補佐 北村学

### 地域包括支援センター

所長 (北村学)

### こども家庭課

課長 安食富美子  
参事 坪井修  
参事 村田優子  
参事 多賀正信

### いぶき認定こども園

園長 馬淵孝子

### 米原西保育園

園長 市川美智子

### 米原中保育園

園長 西川敦子

### 息郷保育園

園長 木村由美

### 近江にし保育園

園長 須戸三重子

### 近江ひがし保育園

園長 木野真由美

### 健康づくり課

課長 佐竹登志子  
参事 千種恵美子  
課長補佐 吉田裕明

### 山東健康福祉センター

所長 (千種恵美子)

### 米原保健センター

所長 (千種恵美子)

### 近江保健センター

所長 (千種恵美子)

## 経済環境部

部長 野一色義明

### 環境保全課

課長 膽吹邦一  
課長補佐 須藤正明

### コンポストセンター

所長 山下秀一

### 湖北広域行政事務センター

(派遣) 久保田鎬士  
川崎茂次

里 本 三智男

参与 尾 本 克 實

課長補佐 左 山 直 樹

●山東学校給食センター  
所 長 森 田 正 次

●伊吹学校給食センター  
所 長 福 永 信 夫

●米原学校給食センター  
所 長 磯 崎 進

学校教育課

課 長 安 田 正 利  
課長補佐 山 本 太 一  
課長補佐 瀧 上 正 志

●教育センター  
所 長 稲 村 邦 夫

●山東幼稚園  
園 長 京 極 光 代

●醒井幼稚園  
園 長 中 嶋 悦 子

●米原幼稚園  
園 長 川 地 政 毅

●ふたば幼稚園  
園 長 井ノ口 さだ子

まなび推進課

課 長 中 井 均  
課長補佐 藤 田 公 子  
課長補佐 丸 本 光 雄  
課長補佐 桂 田 峰 男

●山東図書館  
館 長 別 符 元 彦

●近江図書館  
館 長 小 北 晶 男

●少年センター  
所 長 瀬戸川 光 男

●近江はにわ館  
館 長 (小北晶男)

●市民交流プラザ  
館 長 松 田 敏 彦

商工観光課

課 長 児 玉 渉  
課長補佐 木 村 浩 樹

農林振興課

課 長 谷 口 隆 一  
参 事 大 澤 勝 洋  
課長補佐 藤 田 一 郎  
課長補佐 長 谷 川 綱 雄

土木部

部 長 岡 義 次

水道課

課 長 高 畑 光 信  
課長補佐 山 田 克 己  
課長補佐 的 場 市 樹

下水道課

課 長 喜 田 村 郁 夫  
参 事 山 崎 茂 之  
課長補佐 大 橋 守

都市計画課

課 長 藤 本 博  
参 与 松 瀬 佐 二 郎  
参 事 喜 田 與 四 秋  
課長補佐 的 場 文 男

建設課

課 長 平 居 俊 一  
参 事 横 山 信 人  
参 事 鏝 田 正 広  
課長補佐 鹿 取 輝 之

都市整備部

部 長 坂 井 一 繁

区画整理課

課 長 久 保 田 斉  
課長補佐 本 田 忠 光  
課長補佐 大 林 誠

米原駅周辺整備課

課 長 川 幡 治 平  
課長補佐 高 畑 健 一  
課長補佐 林 重 良

都市振興課

課 長 三 田 村 健 城  
参 事 磯 谷 晃

山東市民自治センター

センター長 寺 村 正 己

自治振興課

課 長 竹 腰 裕 紀  
課長補佐 平 居 幸 一

伊吹市民自治センター

センター長 伊 富 貴 孝 司

自治振興課

課 長 (伊 富 貴 孝 司)  
課長補佐 田 中 幸 三

米原市民自治センター

センター長 中 川 喜 美 夫

自治振興課

課 長 春 日 敬 三  
課長補佐 山 口 美 津 子

市民窓口課

課 長 寺 村 信 子

近江市民自治センター

センター長 宮 野 節 児

自治振興課

課 長 (宮 野 節 児)  
課長補佐 松 岡 正 明  
課長補佐 雨 森 修

会計室

会計管理者 高 橋 兵 太  
室 長 澤 村 孝 史

議会事務局

局 長 林 美 津 雄  
次 長 山 田 英 喜

監査委員事務局(公平委員会)

局 長 森 本 博 之

農業委員会事務局

局 長 世 森 道 雄  
局長補佐 細 溝 久 幸

教育委員会事務局

教 育 長 瀬 戸 川 恒 雄  
部 長 清 水 克 章

教育総務課

課 長 馬 瀨 英 幸  
参 事 岩 脇 広 治



お知らせ

4月の税等料金

～納税は便利な口座振替で～

- ▶ 保育園保育料 4月分
- ▶ 水道料金 4月分  
(1-2月使用量を1/2したもの)
- ▶ 下水道使用料 4月分  
・ 山東・伊吹・米原地域  
(1-2月汚水量を1/2したもの)  
・ 近江地域  
(12-1月汚水量を1/2したもの)

※口座振替日・納期限5月1日(火)

問 市 収納課 (近江庁舎)

☎ 52-3189 FAX 52-6930

平成19年度各会計予算書の有償領布を行います

市では予算などの財政情報の積極的な公開を進めるため、平成19年度各会計予算書の有償領布を行うことになりました。

内容▶平成19年度米原市各会計予算書  
規格▶A4冊子 538ページ

作成時期▶平成19年2月

購入方法▶米原庁舎1階

財政課で領布します。(郵送可)

価格▶1冊 2,000円

※数に限りがあります。なくなり次第、領布を終了します。

問 市 財政課 (米原庁舎)

☎ 52-1553 FAX 52-4447

米原南工業団地造成事業  
都市計画事業の認可を受けました

米原南工業団地造成事業が、3月30日、滋賀県知事から都市計画事業の認可を受けました。これにより今後、都市計画法の規定に基づき事業に取り組むこととなりますのでお知らせします。

施行者▶米原市

名称▶米原南工業団地造成事業

事業期間▶平成19年3月30日から平成22年3月31日まで

事業地▶米原市磯字彼岸田、字九堂、字位田および字方上田ならびに梅ヶ原字鐘撞地内

問 市 都市振興課 (米原庁舎)

☎ 52-6784 FAX 52-5195

「排水設備資金融資あっせん制度」を改正

下水道の水洗化を促進するため、宅内工事費用の資金をあっせんする「排水設備資金融資あっせん制度」が4月から一部改正となりました。

改正点は次の2点です。

① 供用開始後3年以内の条件を撤廃し、供用開始後3年を越える場合にも利用が可能になりました。

② これまで公共下水道区域に限定していた対象区域を農業集落排水施設区域にも拡大

融資限度額▶130万円以内

融資期間▶60ヶ月以内

融資利率▶年利2.0%

対象者▶本市の対象区域内に住所を有する方で、市税・下水道使用料・下水道受益者負担金または農業集落排水事業分担金を完納している方

※排水設備資金融資あっせん制度は、補助金ではありません。

問 市 下水道課 (近江庁舎)

☎ 52-6924 FAX 52-4858

軽自動車税の減免について

県や市では、社会生活の支援を目的に身体または精神に障がいのある方が所有している自動車にかかる自動車税、軽自動車税、自動車取得税の減免を申請により実施しています。

減免の対象となる方

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けておられる方で、一定級以上の規定に該当する方。

また上記の方で、単身で生活する身体障がい者等の方が所有する軽自動車等で、常時介護している方が運転する場合

減免の対象となる軽自動車

身体障がい者・精神障がい者本人が所有する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車または身体に障がいのある方の利用に供するための軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車

\* 一人一台となっていますので、自動車税(普通自動車)の減免を受けている場合は対象となりません。

減免申請に必要なもの

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等いずれかの手帳、印鑑、運転者の

免許証

受付期間▶5月2日(水)まで

問 市 税務課 (近江庁舎)

☎ 52-1556 FAX 52-8730

パスポートセンター(米原)  
休業日のお知らせ

5月1日(火)は、県立文化産業交流会館が休館日のため、休業いたします。なお、大津の窓口(ピアザ淡海内)は通常どおり開設します。

問 滋賀県パスポートセンター

☎ 077-527-3323

FAX 077-527-3329



講座



平成19年度手話奉仕員養成講座(基礎課程)

聴覚障がいについての理解を深め、日常会話に必要な手話の表現技術を学ぶ講座です。

開催期間▶6月22日(金)～10月26日(金) 毎週金曜日の19時～21時(8月17日は休講)※全18回(他に実地学習3回)

会場▶米原公民館2階

対象者▶以下の条件を全て満たす方  
・ 市内在住、在勤の18歳以上の方  
・ 手話でのあいさつや自己紹介程度の会話ができる方  
・ 全講座を履修できる見込みのある方

定員▶30人

受講料▶無料(教材費1,470円が必要)

募集期間▶4月16日(月)

～6月8日(金)

申込方法▶市役所各庁舎窓口にて備え付けの用紙でお申し込みください。

※FAX可

問・問 市 社会福祉課 (山東庁舎)

☎ 55-8102 FAX 55-2406







## 図書館司書講習

講習期間▶7月17日(火)～9月27日(木)

受講資格▶次の①～③のいずれかに該当していること

- ①大学・短期大学・高等専門学校・旧制専門学校を卒業した方
- ②大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した方
- ③司書補の有資格者で公共図書館・大学・短期大学または高等専門学校の図書館員として、2年以上の実務経験を有する方(小・中・高校の学校図書館の実務経験は含みません)

募集定員▶50人

受講料▶①全科目受講(20単位) 93,000円

②部分単位受講 講義1単位につき5,000円、演習1単位につき7,000円

募集期間▶5月7日(月)～6月1日(金)

田・問 滋賀文教短期大学 司書講習事務局  
☎ 63-5815 ㊟ 65-1921

http://www.s-bunkyo.ac.jp

Eメール sisyo@s-bunkyo.ac.jp



## 募集

### 自衛隊員募集

#### ●自衛隊幹部候補生

応募資格▶①大学卒業の(見込み含む)22歳以上26歳未満の方、または大学院卒業(見込み含む)の28歳未満の方

受付期間▶4月1日～5月11日

試験日▶5月19日(土)・20日(日)  
※20日は飛行要員のみ

#### ●2等陸・海・空士自衛官

応募資格▶入隊日現在で18歳以上27歳未満の男女

※女子は海上自衛隊のみ

受付期間▶各試験日の前日まで

試験日▶5月12日(土)(男子のみ)、6月9日(土)(男女)、6月30日(土)(男子のみ)

田・問 自衛隊彦根地域事務所

☎ 0749-26-0587

http://www.mod.go.jp/pco/shiga/



## 相談

### 予約制年金相談

市内在住の社会保険労務士・樋口達彦さんによる予約制「個別年金相談」です。

日時▶4月20日(金)14時～17時

※相談時間はひとり約30分

場所▶米原公民館

相談内容▶年金を受けられるか?/年金を何歳から受けられるか?/私の年金額はいくら?/働きながらも年金はもらえる?/失業保険と年金の関係/年金分割とは?など

相談料▶無料(内容により100円程度の実費負担あり)

持ち物▶年金手帳・認印・職歴メモ・その他年金手帳

※「米原公民館だより」に14日(土)と掲載しましたが、20日(金)に変更となりました。

田・問 米原公民館

☎ 52-2240 ㊟ 52-2242

## 重度の心身障がいをお持ちの方へ

### 「自動車燃料費・福祉タクシー等運賃」助成制度をご利用ください

市では、重度の障がい(身体・知的・精神障がい)をお持ちの方に「自動車燃料費」または「タクシー運賃」の助成を行っています。平成19年度の利用を希望される方は申請手続きをお願いします。

#### ①自動車燃料費助成事業

対象者▶身体障害者手帳1級～4級もしくは療育手帳重度以上、精神保健福祉手帳1級の所持者でかつ自動車税の減免を受けておられる方。

#### ②福祉タクシー運賃助成事業

対象者▶身体障害者手帳1級・2級、もしくは療育手帳A、精神保健福祉手帳1級の所持者。

#### ③リフト付き福祉タクシー運賃助成事業

対象者▶身体障害者手帳所持者で上半身及び下半身に障がいがある方。(該当要件についてはお問い合わせください。)

1ヶ月の助成額上限▶8,000円

※①～③の助成は重複して受けることはできません。

#### 【手続きに必要なもの】

身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳。

(自動車燃料費助成を受ける場合、運転免許証、自動車税の減免を受けていることがわかる書類が必要)

【申請窓口】市 社会福祉課(山東庁舎)または各庁舎市民自治センター

お問い合わせ 健康福祉部 社会福祉課(山東庁舎)

☎ 55-8102 ㊟ 55-2406

#### ▼①②共通

障がいの種類	1ヶ月の助成額上限
ア 視覚障がい・全身性障がい	2,000円
イ 腎機能障がい(要件有り)	4,000円
ウ ア・イ以外の障がい	1,000円



## お願い



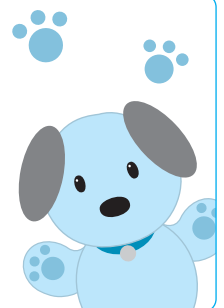
## ペットを飼われている方へ

近頃、飼い犬・飼い猫などのフンの後始末が出来ていないことや、放し飼いなどの苦情が多く寄せられています。

飼い犬・飼い猫などのしつけは、飼い主が責任を持って行いましょう。ペットは、家族の一員として、最後まで愛情と責任を持って飼育しましょう。

また犬を新たに飼うときは、犬の登録と年に一回の狂犬病予防注射を受けることが法律で定められています。現在、市では狂犬病予防注射(集合注射)を実施しています。会場や日程など詳しくは、広報まいばら4月1日号をご覧ください。

田 市 環境保全課(伊吹庁舎) ☎ 58-2230 ㊟ 58-1630





軽い気持ちでキャッシング・・・  
いつの間にか多重債務に



ちょっとしたきつかけから多重債務に陥ります。  
返済の当てのない借金は禁物です。くれぐれもご注意ください!!

困ったときは  
米原市消費生活相談窓口へ  
(米原庁舎1階)

☎52-8088

受付 平日 9時15分～15時30分

相談

都会に出て就職することになり、一人暮らしを始めました。買い物をした店でポイントカードを勧められました。軽い気持ちで作ったポイントカードにはクレジット機能がついていました。

しばらくは使うこともありませんでしたが、社会人2年目の一昨年、それまで住んでいたアパートから、通勤に少し便利なマンションに引っ越すことにしました。引っ越しには結構お金がかかりました。貯金だけでは足りず、ふと思い出してポイントカードについていたクレジット機能を使って30万円をキャッシングし、その費用に充てました。

その年の秋、急に歯の治療が必要になり、再びカードで10万円をキャッシング、治療費に充てました。その後も予定外の出費でお金が不足すると、つい手軽なキャッシングで間に合わせるようになりました。初めて消費者金融を利用したのもそのころです。いつもテレビで見ている消費者金融の無人契約機でカードを作りました。



何とかなるだろうと思っていた返済も次第に苦しくなりました。数ヶ月前には給料だけではどうにもならなくなり、消費者金融からキャッシングして返済に充てました。翌月もその次の月も返済のメドが立たず別の消費者金融から借りました。以後は同じことの繰り返しです。

返済が滞ると、消費者金融から毎日請求の電話がかかってきます。今ではお金の工面に頭がいっぱいで仕事も手につきません。どうしたらいいのでしょうか。  
(F雄 25歳)

答え

F雄さんの場合は、すでに借金返済のために借金しなければならぬ状態に陥っています。収入が大幅に増えない限り、このままでは多重債務から抜け出すことはほとんど不可能と思われます。債務整理をして生活を立て直しましょう。

債務整理には次の4つの方法があります。どの方法が一番適しているかは、債務の額や借入れ状況、収入や財産の状況などさまざまな条件を考慮して判断されます。一日も早く相談窓口にご相談してください。

《債務整理の方法》

- ① 任意整理……債権者との話し合いによって返済方法を決め、債務整理する方法。
- ② 特定調停……裁判所を通して債権者と交渉。返済方法を決め、債務整理する方法。
- ③ 個人再生手続……借金のうちの一定割合の金額を分割して返済。残りの債務を免除してもらうことによって債務整理する方法。
- ④ 自己破産……生活再建のための一定範囲の財産を除き、全ての財産を債権者に分配。残った債務を全額免除してもらうことによって債務整理する方法。

現在、多くの消費者金融では、利息制限法で規定されている上限金利を超える金利で貸し付けています。利息制限法に

は罰則規定がなく、規定を超える金利で貸し付けても罰則は科せられません。一方、出資法では、上限金利の年29.2%を超えるると刑事罰が科せられます。そこで、ほとんどの消費者金融では利息制限法の上限金利と出資法の上限金利までの間の、「グレーゾーン」と呼ばれる金利で貸し付けています。

ちなみに50万円を、グレーゾーン金利・年29%で借入れ、毎月1万円ずつ返済した場合、月々の返済額は利息分に満たないため、永久に支払い続けなければならない計算になります。

利息制限法で規定されている 上限金利	
10万円未満	年20%
10万円以上 100万円未満	年18%
100万円以上	年15%

債務整理をする場合は、通常、利息制限法の金利で利息を計算しなおし、支払い過ぎていた分を元本の返済に充てるという「金利の引き直し計算」を行います。借入期間や返済状況によっては元本がかなり減ることもあります。

なお、昨年12月20日、新貸金業法が成立、公布されました。新しい法律では上限金利が20%に引き下げられ、これを超える場合は刑事罰が科せられることになりました。施行は公布からおおむね3年後となります。

2007.4/15

編集発行  
米原市役所  
政策推進部  
情報政策課

〒521-8501  
滋賀県米原市下多良三丁目3番地  
0749-526627 0749-5195

Eメール jounou@city.maibara.shiga.jp  
公式サイト http://www.city.maibara.shiga.jp  
発行日 平成19年4月13日(金)